

# 幼児教育・保育の無償化Q & A (認可保育所、小規模保育事業所を利用している場合)

## 無償化になるための手続き

質問		回答	
1	無償化になるための手続きは何をすればいいですか。	1	無償化になるための新たな手続きは必要ありません。
2	無償化となるための費用はどのように受け取るのですか？	2	保育料を支払う必要がなくなりますので、受け取りはありません。

## 無償化の対象範囲

質問		回答	
3	公立・私立の区別なくどちらも無償化の対象になりますか？	3	公立・私立の区別なく無償化の対象になります。
4	知立市以外の認可保育所などを利用した場合も無償化の対象となりますか？	4	無償化の対象になります。
5	認可保育所や小規模保育事業所の利用に加えて認可外保育施設などを利用した場合、認可外保育施設などは無償化されますか？	5	認可保育所や小規模保育事業所を利用している方が更に認可外保育施設などを利用した場合、認可外保育施設などの利用料については無償化の対象とはなりません。

# 幼児教育・保育の無償化Q & A (認可保育所、小規模保育事業所を利用している場合)

6	私的契約児も無償化の対象となりますか。	6	2019年10月から2020年3月までは、経過措置として、私的契約児のまま全額無償化の対象となります。 2020年4月からは、特別利用保育(保育時間:9時~15時)の保育料のみ無償化の対象となります。 なお、延長保育の利用は可能です。
7	特別利用保育はどのような要件で認定してもらえるのですか？	7	保育の必要性のない世帯の3歳児~5歳児の子どもであって、幼稚園へ入園できなかった場合に認定いたします。
8	延長保育を利用した際に、その利用料は無償化されますか？	8	保育標準時間認定、保育短時間認定、特別利用保育いずれの場合も、延長保育の利用料は無償化の対象とはなりません。
9	保護者が園へ直接支払っている通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、無償化の対象になりますか？	9	通園送迎費、食材料費、行事費などについては、無償化の対象とはなりません。 また、3歳児から5歳児の子どもの副食費(おかず・おやつ等)は、これまでも保育料の中に含まれており、無償化後も引き続き保護者の皆さまのご負担となります。 ただし、一定の条件に当てはまる場合は、副食費が免除されます。
10	食材料費(主食費と副食費)はいくらですか？	10	公立保育園については、主食費600円、副食費4,500円となり、いずれも月額です。 私立保育園、小規模保育事業所については、各園にお問合せください。
11	副食費が免除対象となる要件はなんですか？	11	市民税所得割額77,101円未満世帯もしくは第3子(※)以降の子どもにかかる副食費は、支払いが免除になります。 ※多子カウント18歳以下

# 幼児教育・保育の無償化Q & A (認可保育所、小規模保育事業所を利用している場合)

12	3歳から5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？	12	3歳になった最初の4月から小学校就学前までが無償化の対象となります。
13	0歳児から2歳児は無償化の対象にはならないのですか？	13	0歳児から2歳児は、市民税非課税世帯の方が無償化の対象になります。

その他			
質問		回答	
14	対象者に該当しない場合の保育料はどのようになりますか？	14	従前の保育料と変更ありません。